

死刑執行に対し強く抗議し、死刑制度を廃止する立法措置を講じること、死刑制度が廃止されるまでの間全ての死刑の執行を停止することを求める会長声明

2026年8月21日、大阪拘置所において1名の死刑が執行された。高市内閣が発足してから1人目、平口洋法務大臣が就任してから初めての執行である。

日本弁護士連合会は、2016年10月7日、第59回人権擁護大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、国に対し、死刑制度の廃止を目指すべきであることなどを求めてきた。

また、九州弁護士会連合会においても、2025年10月24日、「死刑廃止を求める決議」を採択し、被害者支援制度の更なる拡充が図られるとともに、死刑制度は廃止されるべきであるとの同連合会の立場を明らかにし、国に対し、死刑の執行を直ちに停止し、速やかに死刑制度を廃止することを求めてきた。

当会においても、2023年3月2日、「死刑執行の停止及び死刑制度の廃止に向けた取り組みを求める決議」を採択し、国に対し、死刑確定者に対する死刑の執行を直ちに停止し、死刑制度の廃止に向けた取り組みを直ちに開始することを求めるなど、死刑制度の問題点については、繰り返し指摘してきたところである。

特に、死刑制度は、無辜の者の処刑という最悪の事態をもたらす具体的な危険性のある制度である。2024年9月26日、いわゆる袴田事件の第二次再審請求について、静岡地裁は袴田巖氏に再審無罪判決を言い渡し、同年10月9日に検察官が上訴権を放棄したことにより、同判決が確定した。袴田事件は、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件に続く5件目の死刑再審無罪事件となった。それに加えて、誤判の疑いが強いにもかかわらず、既に死刑が執行されてしまっている事件が九州だけで3件（飯塚事件、菊池事件、福岡事件）あることは、死刑が取り返しのつかない結果をもたらす危険性があることを警告している。

法務省は、国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えていることや、多数の者に対する殺人や強盗殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等に鑑みると、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ないとする立場を示している。

しかし、国民世論については、政府は国民に対して死刑制度の存廃を判断できるような十分な情報を提供しておらず、国民の世論は死刑制度の実態を十分知った上での意見ではない。また、世論調査でも、死刑に代えて導入される刑罰の内容次第では、死刑の廃止も受け容れられる余地があることが示されているところ、日本弁護士連合会は、2022年11月15日、「死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言」を発出し、死刑制度の廃止と、それに代わる最高刑としての終身拘禁刑の創設等の制度設計を提言している。国も、国民に対して死刑制度の廃止に伴う代替刑を示すべきである。

現在、国際的には多くの国が既に死刑制度を廃止しており、世界的な死刑廃止の流れはさらに進んでいる。2022年11月3日、国際人権（自由権）規約委員会から、市民的及び政治的権利に関する国際規約の実施状況に関する総括所見が発表され、その中で日本については、死刑廃止又は死刑の対象犯罪数を制限する措置を採っておらず、その意図もないことを遺憾に思うと述べられ、再審請求中に処刑が行われた事例があることに懸念が表明され、死刑廃止を検討し、死刑廃止に向けた世論喚起や死刑廃止の必要性に関して国民へ周知すること等に関する勧告を受けている。

また、2022年6月には、懲役刑と禁錮刑を一本化して拘禁刑に再編する刑法改正がなされた。これは、応報を主眼とする刑罰制度から、更生と教育を主眼とする刑罰制度への移行を意味するものである。死刑は罪を犯した者の更生を指向しない刑罰であり、このような拘禁刑の理念とも相容れない¹。

当会は、これまでの死刑執行にも強く抗議してきたものであるが、2026年8月21日の死刑執行に対しても強く抗議し、死刑制度を廃止する立法措置を講じること、死刑制度が廃止されるまでの間全ての死刑の執行を停止することを改めて求めるものである。

2026（令和8）年8月24日
熊本県弁護士会
会長 東 健一郎

¹ 2022年7月26日付け日本弁護士連合会「死刑執行に対し強く抗議し、直ちに全ての死刑執行を停止して、死刑制度を廃止する立法措置を早急に講じることを求める会長声明」を参照したもの。